

重要事項説明書

有限会社 総合リハビリ研究所
リボン結訪問看護ステーション

重要事項説明書

＜令和7年3月現在＞

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの提供に当たり、重要事項を以下の通り説明します。

1. 利用事業所の名称

法人の名称 有限会社 総合リハビリ研究所
代表者名 代表取締役 長島 智久
事業所の名称 リボン結訪問看護ステーション
介護保険事業所番号 千葉県1261990050号
所在地 本部：千葉県浦安市北栄3-9-13 貴富ビル2F
リボン結訪問看護ステーション市川：千葉県市川市八幡3-28-22 国善ビル1
リボン結訪問看護ステーション船橋：千葉県船橋市本町6-12-9 玉安ビル3F
リボン結訪問看護ステーション江戸川：東京都江戸川区東瑞江2-34-18
こどもとこころの訪問看護ステーション：千葉県市川市行徳駅前4-14-11
連絡先 TEL：047-316-0115

2. 事業所の従業員の職種、員数及び勤務形態

管理者 1名（看護師）
看護職員 訪問看護師：常勤20名以上 理学療法士：常勤30名以上
作業療法士：常勤20名以上 言語聴覚士：常勤10名以上
営業日及び運営の方針

月曜日から金曜日（土、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）
午前9時～午後6時 緊急時の対応のため24時間体制をとっています。

3. 相談窓口、苦情対応

事業者相談窓口 相談担当：大塚かおり TEL：047-316-0115
市区町村相談窓口 浦安市：介護保険課 TEL：047-712-6403
市川市：介護福祉課 TEL：047-712-8540
船橋市：介護保険課 TEL：047-436-2302
江戸川区：福祉部介護保険課 TEL：03-5662-0309
千葉県国民健康保険団体連合会
：介護保険課 TEL：043-254-7428

4. 訪問看護サービスの内容

- ① 健康状態の観察と療養生活の助言
- ② 療養上の世話（食事、入浴、排泄、環境整備など日常生活の世話）
- ③ 病気治療のための看護（床ずれの処置、医療機器やカテーテルの管理、医師の指示による医療処置）
- ④ 精神的・心理的な看護
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 終末期ケア
- ⑦ 家族の支援（療養上の相談、介護指導）
- ⑧ その他

5. 緊急時における対応方法

- ① 看護師は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変および緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- ② 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに、市町村、利用者の家族、介護支援事業者（介護予防に当たっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

<利用料>

【介護保険による訪問看護】

※介護保険の自己負担は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1～3割のいずれかが利用者の負担となります。

1) 基本単位

契約時間	内容	時間内：9時～18時
30分未満	支援	451単位
	介護	471単位
30分以上 1時間未満	支援	794単位
	介護	823単位
1時間以上 1時間30分未満	支援	1090単位
	介護	1128単位

※理学療法士等による訪問看護（リハビリテーション）の利用単位

20分（1回）	支援	276単位
	介護	286単位
40分（2回）	支援	552単位
	介護	572単位
60分（3回）	支援	402単位
	介護	771単位

※60分に関しては2回を超えているため単位数減算になります。

※理学療法士等が利用開始日の属する月から12か月超の利用者に、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき15単位減算になります。

2) 加算

初回加算（新規に訪問看護計画を作成）	(Ⅰ) 350単位/月 (Ⅱ) 300単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき）	3単位/回

※症状によっては下記の単位が加算されます

特別管理加算			
(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理・留置カテーテル等		500単位/月	
(Ⅱ) 在宅酸素・真皮を超える褥瘡の状態等		250単位/月	
緊急時加算（ご本人又はご家族の承認のもと契約）		600単位/月	
退院時共同指導加算		600単位/月	
ターミナルケア加算		2500単位	
複数名訪問看護加算		30分未満	30分以上
	看護職員	254単位	402単位
	看護補助者	201単位	317単位
長時間訪問看護加算		300単位	
看護・介護職員連携強化加算		250単位/月	
定期巡回訪問看護（介4以下）		2961単位/月	
定期巡回訪問看護（介5）		3754単位/月	
口腔連携強化加算		50単位/月	

・介護保険の訪問看護サービスを利用する場合、単位数×地域区分が実際に掛かる費用となります。

・地域区分は浦安市（3等級）11.05円、船橋市（4級地）10.84円、市川市（5級地）10.70円、江戸川区（1級地）11.40円となり、事業所の所在地により算出します。

【医療保険による訪問看護】

後期高齢者		1割、2割または3割（一定所得の方）	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者	1割、2割または3割
		一般患者	3割（義務教育就学前までは2割）

1) 基本料金

訪問看護基本療養費Ⅰ （1日1回につき）	週3日まで	5,550円			
	週4日以降	6,550円（保健師、看護師）			
		5,550円（理学療法士等）			
訪問看護管理療養費（※1）	月の初日	機能強化型1 13,230円	機能強化型2 10,030円	機能強化型3 8,700円	7,670円
	2日目以降	3,000円			
訪問看護基本療養費Ⅲ （外泊中の入院患者に対する訪問）		8,500円			
特別管理加算（月に1回）ⅠまたはⅡ		5,000円または2,500円			
24時間対応体制加算		6,800円（月1回）			
緊急訪問看護加算（1回につき）		2,650円（月14日目まで） 2,000円（月15日目以降）			
退院時共同指導加算 ※特別管理加算の対象者		8,000円 +2,000円			
退院支援指導加算（※長時間の場合）		6,000円（※8,400円）			
難病等複数回訪問加算	2回訪問時	4,500円			
	3回訪問時	8,000円			
複数名加算	看護職員	4,500円			
	看護補助者	3,000円			
在宅患者連携指導加算		3,000円（月1回）			
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円（月2回）			
看護・介護職員連携強化加算（月1回限り）		2,500円			
ターミナルケア療養費1または2		25,000円または10,000円			
長時間訪問看護加算（週1日を限度） （15歳未満は週3回まで）		5,200円			
夜間・早朝訪問看護加算 （6:00～8:00／18:00～22:00）		2,100円			
深夜訪問看護加算（22:00～6:00）		4,200円			
乳幼児加算（1日につき）		1,800円（厚生労働大臣が定める者に該当） 1,300円（それ以外）			
情報提供費（月に1回・承認のもと）		1,500円			
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		780円（月1回）			
訪問看護医療DX情報活用加算		50円（月1回）			

【精神科訪問看護療養費】

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） （１日１回につき）	週３日まで ３０分以上 ５,５５０円 ３０分未満 ４,２５０円
	週４日以降 ３０分以上 ６,５５０円 ３０分未満 ５,１００円

※精神科訪問看護をご利用の場合：１回につき精神科訪問看護基本療養費＋（精神科）訪問看護管理療養費（※１）

【実費負担となる利用料】

① 営業時間外訪問の交通費

- ・土、日、祝日の日中の訪問（８：００～１８：００） １回５００円
- ・平日の訪問（８：００～１９：００） １回５００円
- ・夜間・早朝訪問（６：００～８：００／１８：００～２２：００） １回３,０００円
- ・深夜訪問（２２：００～６：００） １回５,０００円
- ・夜間、休日等にタクシーを利用した場合は、往復実費で請求させていただきます。

② 実施地域を超える訪問の場合の交通費

③ 衛生材料費、おむつ代等

利用者の希望によりおわけした商品代金

④ ご遺体のケア

２０,０００円

⑤ キャンセル料

当日９時以降のキャンセルは定められている費用の１０割をキャンセル料としてご負担いただきます。但し、ご利用者様の急な体調悪化、及び、急な受診や入院の場合、別日に振替で対応した場合のキャンセル料は請求いたしません。

【１０割負担の一例】

介護保険で４０分の訪問を当日キャンセルした場合（地域区分が１単位 １１.０５ 円の場合）

要支援の方：６,１００円（５５２×１１.０５）

要介護の方：６,３２１円（５７２×１１.０５）

医療保険で訪問を当日キャンセルした場合：８,５５０円

※制度改正や消費税率施行後、地域区分により金額が異なりますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

⑥ その他

- ・利用者の家庭における訪問看護が１時間３０分を超える場合は３０分毎に４,５００円
- ・有料パーキングを使用した時など。

※①～④に記載されております金額は税抜価格表示となります。

【利用料金支払い方法】

- ① 口座振替
毎月末締め、翌月 27 日に指定口座より自動引き落としさせていただきます。
(但し、27 日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日とする)
- ② 現金集金
毎月末締め、翌月の訪問時に担当者が現金集金させていただきます。
※領収書は①②ともに担当者が訪問時に手渡しいたします。

【その他】

千葉県福祉サービス第三者評価の実施状況

2016 年 3 月 NPO 法人ヒューマンネットワークにより実施 結果 110 / 110 点

【訪問看護ステーションからのお願い】

利用者様・ご家族様との信頼関係のもとに、安全な環境で質の高いケアが提供できるよう、以下の点につきましてご協力をお願いいたします。

- 職員に対する金品等の心付けはお断りしています。
 - 職員が金品や物品等（飲み物、お菓子等も含む）を一切お受け取りしないことを社内規定としております。また、金銭・貴重品等の管理にご協力ください。
 - 訪問中の飲食はお断りさせていただきます。
- サービスご利用の際はペットをゲージへ入れる等のご協力をお願いします。
 - 大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。
 - 万が一、職員がペットに噛まれた場合は治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。
- 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
 - 職員へのハラスメントと該当するとみなされる行為は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。より良い信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

＜契約を解除する場合の具体例＞

- 暴力又は乱暴な言動
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発する など
- セクシュアルハラスメント
 - ・職員の身体を触る、手を握る
 - ・性的な卑猥な言動 など
- その他
 - ・職員個職員個人の自宅の住所や電話番号を聞く
 - ・ストーカー行為 など

ご利用者様の個人情報の取り扱い及び同意書

私の(利用者及び家族)個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、市町村、保健所等や居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下の通り必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

2. 個人情報の保護

収集した個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については適応される法律のもとに処分する。

☐ 重要事項説明書

2 部

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

☐ 個人情報取扱同意書

2 部

説明年月日 令和 年 月 日

〈事 業 者〉 リボン結訪問看護ステーション

〈所 在 地〉 本 部：千葉県浦安市北栄 3-9-13 貴富ビル 2F
市 川：千葉縣市川市八幡 3-28-22 国善ビル 1F
船 橋：千葉県船橋市本町 6-12-9 玉安ビル 3F
江戸川：東京都江戸川区東瑞江 2-34-18
こどもとこころの訪問看護ステーション
：千葉縣市川市行徳駅前 4-14-11

〈代 表 者 名〉 代表取締役 長 島 智 久 

〈管 理 者〉 大塚 かおり 

〈説 明 者〉 

ご利用者

〈住 所〉_____

〈氏 名〉_____ 

代 理 人

〈住 所〉_____

〈氏 名〉_____ 